

平成30年度 入札監視委員会議事概要

海上自衛隊佐世保地方総監部

開催日及び場所	平成30年12月17日(月) 福岡第2合同庁舎10階 共用打合室3		
委員	牧角 龍憲 (大学名誉教授)	松藤 泰典 (大学名誉教授)	
	諏佐 マリ (大学准教授)	柴田 祐二 (公認会計士)	
	多川 一成 (弁護士)		

II 契約実施機関が締結する契約(地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。)に関する審議

審議対象期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
審議対象件数	8, 276件

1. 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)		
抽出件数	4件	(審議概要) 1 発注実績について 2 抽出事案について
地方 調 達 等	一般競争	4件
	指名競争	0件
	随意契約	0件
	意見・質問	回 答
○委員からの 意見・質問	<b>【発注実績について】</b> 特になし。	
○それに対する 回答等	<b>【抽出事案について】</b> <b>1 [総監部地区トイレ改修]</b> (一般競争)(一者応札) ・特殊な工事内容ではないと思われるが、1者応札及び高落札率となった要因は何か。	・1者応札となった要因としては、入札公告期間を45日間と長めに設定し、また仕様内容も幅広く、事業者が参加しやすいような内容としているものの、工期が年度末であり、建築工事業者の手持ち工事が多い繁忙期であったことが考えられる。 高落札率となった要因としては、予定価格算定において、公共建築工事積算基準及び建設物価等の標準的な資料を基に積算し、資料にない部分については業者見積を参考に積算したが、業者見積を参考とした材料費の積算部分が工事費全体の約7割を占めたことが考えられる。

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・工期が、年度末となった具体的な理由は何か。</p> <p>・「使用頻度が高いため経年劣化が著しく全面改修を行った。」とのことであるが、どのような状態であったのか。また、それが主たる理由なのか。</p> <p>・来賓客を考慮して、洋式トイレへ改修することが、主たる理由か。</p> <p>・応札業者である「(株)S, K」は「建築一式」に係る等級は何等級か。</p> <p>・このような庁舎や宿舍等のリフォーム（改修）工事について、建築業者は、施行計画（時期、場所）等の情報は把握できる状況か。</p> <p>・庁舎等の施設において、障害者等に対応できるUD（ユニバーサルデザイン）を取り入れた改修等を行っているのか。</p> <p><b>2〔トナーカートリッジ TNR-C3KK1ほか〕</b>  （一般競争）（一者応札）</p> <p>・1者応札となった要因は何か</p>	<p>・年度当初、本案件については2／四半期に実施する計画であったが、突発的に生じた給水管補修等工事を優先したため、予算上の理由から4／四半期となった。</p> <p>・タイル等の内装も含めて、汚損等の経年劣化が進んでいたうえ、当総監部は、国外からを含む来賓客が非常に多いため、新たに洋式トイレへ改修する必要があった。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>・D等級である。</p> <p>・規則により当該年度に実施する工事については、年度の初めである4月1日現在での年度計画をホームページ及び掲示板で公表している。</p> <p>・共通仕様書に基づき改修を行っているが、当庁舎においては、障害者等に対応したトイレ等の設置はない。限られたスペースでのトイレ改修であり予算上も厳しい状況である。</p> <p>・初度入札は3者が参加した。1回目の入札は不調、2回目の入札は2者が辞退し1者のみの応札であり、不調となった。後日、再度公告入札を実施したが、初度入札における2回目の入札で応札した1</p>

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札率100%となった要因は何か。</li> <li>・プリンター用のトナーであり特殊なものではなく汎用品であることから市価があると思われるが、業者から見積書を取る必要があるのか。</li> <li>・応札者3者の参考見積価格に大きな開きがあるが、予定価格にどのように反映させているのか。</li> <li>・再度公告入札の予定価格は初度入札の2回目の入札で不調となった入札価格を採用したということだが、再度公告入札に応札した業者1者が当該業者であることから</li> </ul>	<p>者のみの参加となったものである。入札の状況から、初度入札において3者のうち2者が1回目の入札金額より下げることができず2回目の入札で辞退したこと及び再度公告の期間を長く確保できなかったことが要因であると考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初度入札の2回目の入札で不調となった入札価格と、同品目の前年度契約実績価格を比較し、安価であった2回目の入札価格を予定価格として採用した。再度公告入札において、初度入札の2回目と同額での入札であったため落札率100%になったものである。</li> <li>・価格に大きな変動があるものではないと認識しているが、予定価格作成上、前年度の見積価格と今年度の見積価格に変動がないかを確認するために、参考見積として徴取している。</li> <li>・1回目の入札に係る予定価格は、3者の参考見積価格に大きな開きはあるが、それぞれの参考見積価格に実績落札率を乗じて求めた価格のうち最も安価な価格と前年度契約実績価格を比較して安価な方を予定価格として採用した。なお、予定価格に採用した参考見積業者は、2ヶ月前に初めて当隊の入札に参加し落札した業者であり、聞き取りをした結果、「前は、新規参入にあたり精一杯の金額で参加したが、今回は厳しい。」旨の回答を得た。本事由が今回の初度入札で不調となった要因であると考え。</li> <li>・当該物品は毎年調達しているものであり契約実績があることから、2回目の入札で不調となった価格と前年度実績価格を比較した結果、2回目の入札価格の方が安価であったことから妥当な金額であると判</li> </ul>

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>容易に予定価格を類推できたのではないか。</p> <p>・再度公告から入札日までの期間が1週間しかないが、もう少し公告期間を長くできなかったのか。</p> <p><b>3 [CABLE ほか]</b> (一般競争)(複数者応札)</p> <p><b>4 [CABLE ほか]</b> (一般競争)(複数者応札)</p> <p>・契約件名及び落札業者が同じであるが、落札率に大きな差が生じた要因は何か。</p> <p>・案件によって、積算方法を変更しているということか。 また、変更した理由は何か。</p> <p>・積算方法及び変更時期は、部隊によって異なるのか。</p> <p>・当該CABLEは一般市場では販売されていないものなのか。</p>	<p>断し、予定価格とした。</p> <p>・初度公告時は、約1ヶ月間、公告期間を設定したが、再度公告については、調達数量等も多く、年度末までの納期を考慮し1週間の公告期間とせざるを得なかった。</p> <p>・主な要因は29年6月に予定価格の算定方法を見直したことによるものである。 番号3「CABLEほか」の予定価格は、業者の参考見積価格を基に積算しているが、番号4「CABLEほか」の予定価格は、参考見積価格及び実績を比較検討し積算したため落札率に差が生じた。</p> <p>・案件によって積算方法を変更しているわけではない。 見積だけではなく、実績も用いた比較検討を基に積算を行う方がより実勢価格に近いとの判断により、全般的に予定価格算定方法の見直しを行った結果、29年6月以降積算方法を変更することにした。</p> <p>・契約実施機関ごとの契約担当官の判断により異なる。</p> <p>・そのとおりである。当該ケーブルは、防衛省規格であり、防衛省でしか使用されない製品である。</p>

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の市販品CABLEの価格に対して、防衛省規格CABLEの価格設定が妥当かというような議論はできないということか。</li> <li>・防衛省規格と市販品の違いは何か。</li> <li>・当該CABLEは、防衛省全体で使用するための規格か、それとも海上自衛隊でのみ使用されている規格か。</li> <li>・当該CABLEに関する応札業者は何者か。</li> <li>・当該CABLEは、2者以外は製造できないほど技術的に難しいものか。</li> <li>・2者以外の参入については、どのような見解か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防衛省規格は一般のものに比べ規格が厳しいものとなっているため、そこにどのような評価をするかということであり、市販品の市場価格との比較は難しいものと考ええる。</li> <li>・大きな違いは、防衛省規格のCABLEは、燃えた時にハロゲン化ガス(有毒ガス)の発生をまったく許容しないことである。</li> <li>・防衛省としての規格だが、当該CABLEは艦船用のCABLEであり、海上自衛隊の艦船で主に使用しているものである。</li> <li>・実質、(株)フジクラと日立金属(株)の2者である。</li> <li>・民間商船が使用している、一般船用電線であれば、当該2者以外にもあるが、防衛省規格をクリアするための技術となると難しいと思われる。</li> <li>・受注生産のため需要が限られており、ある程度の受注量がないと利益が出ないと思われる。また、艦船用電線を製造している業者が少ないうえ、さらに防衛省規格を満たす製品の製造となると容易ではないと考える。</li> </ul>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	